

委託輸入の確認申請手続について

輸入注意事項12第20号 (12. 3. 31)

- 改正①輸入注意事項12第87号 (12. 12. 26) ②輸入注意事項13第17号 (13. 5. 31)
③輸入注意事項15第8号 (15. 2. 3) ④輸入注意事項17第16号 (17. 7. 1)

輸入貿易管理令 (昭和24年政令第414号。以下「令」という。) 第9条第1項ただし書の規定による経済産業大臣の委託輸入の確認申請の手続きは、下記によることとし、平成12年4月3日から施行します。

なお、昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第78号 (委託輸入の確認申請手続について) は、平成12年4月2日限りで廃止します。

記

1 書面申請手続 ①②④

(1) 申請書類

- ① 委託輸入確認申請書 (別紙様式によるもの) 1通
 - ② 委任状 (輸入割当証明番号、品名、委託を受ける数量 (金額) 等が明確に記入されているもの。) 正本及び写し各1通
 - ③ 輸入割当証明書 正本及び写し各1通
 - ④ 委託を証明するに足る書類 正本及び写し各1通
 - ⑤ 輸入の承認を受ける予定の輸入承認申請書 (T-2010) (この際の申請者名は受託者名とする。) 3通
 - ⑥ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。
- (2) 提出先

- ① 経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局において輸入割当てを受けたもの
当該輸入割当てを受けた経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局
- ② ①以外の場合 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (3) 委託輸入の確認

審査の結果、当該申請を確認した場合には、添付された輸入承認申請書の条件欄に次のように記載し、記名押印をして2通を申請者本人に交付するものとする。

(例)

輸入割当証明書 に係る割当数量 (金額) につき、委託を受けて輸入することを
確認する。

2 輸入貿易管理規則 (昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。) に規定する電子情報処理組織を使用した申請の手続等 (以下「電子申請」という。) ①③

(1) 申請手続

電子情報処理組織を使用して規則第2条の2に規定する電子計算機 (以下「専用電子計算機」という。) に備えられたフアイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する入出力装置 (以下「特定入出力装置」

という。)から入力すること。

- (2) 受付窓口
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (3) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

- (4) 添付書類

① 1の(1)の①、②及び④に同じ。

② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）

の定めるところによる別紙参考様式1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）

④ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。

⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
jpeg, jpg, gif, pdf, txt, htm, html, xml

⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、5MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。

⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

- (5) 規則別表第1又は別表第2で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合については、当該申請の対象外とする。

- (6) 委託輸入の確認

審査の結果、当該申請を確認した場合には、専用電子計算機に備えられたファイルに次のように記録、又は申請者本人の求めに応じ、規則別表第2で定める輸入承認証を交付する場合には記載し、交付するものとする。

(例)

輸入割当てに係る割当数量（金額）につき、委託を受けて輸入することを確認する。

(7) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

3 審査基準

当該申請の理由が以下に掲げる場合のいずれかに該当する場合に確認するものとする。

- (1) 輸入割当てを受けた数量（金額）が僅少であるため、輸入数量（金額）が通常取引単位に満たない場合
- (2) 在日総代理店名義でなければ、シッパが輸出に応じない場合
- (3) 経営不振の理由により取引銀行が信用状の開設に応じない場合
- (4) 対共産圏貿易において、自己名義での輸入が困難な場合
- (5) 会社の合併、一部営業権の譲渡等によって、自己名義では輸入実務が履行できない場合
- (6) その他、真にやむを得ない理由がある場合

〔別紙様式〕①

委託輸入確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所

記名押印又は署名

(電話)

輸入貿易管理令第9条第1項ただし書の規定により下記のように申請します。
記

- 1 輸入割当証明書番号
- 2 外国為替金額
- 3 商品名及び数量
- 4 委託を受けた金額
- 5 委託者
- 6 受託者
- 7 委託を受けた理由